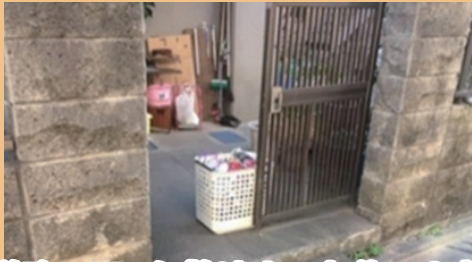
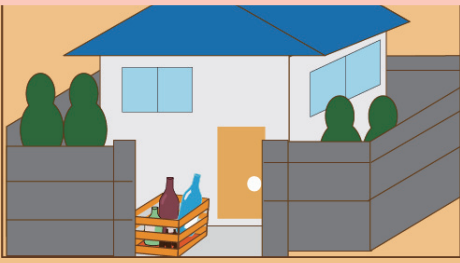


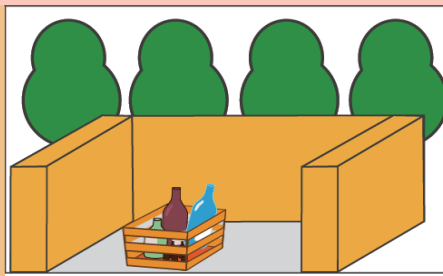
各品目別の資源物を出す場所について

戸建住宅の場合



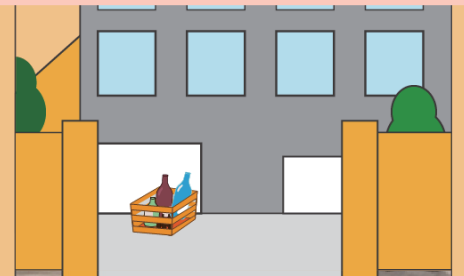
道路に面した敷地内の収集しやすい場所に出してください。

集積所の継続利用の場合



指定された場所に出してください。

集合住宅の場合



指定された場所に出してください。

私有地集積所の継続利用について（特例措置）

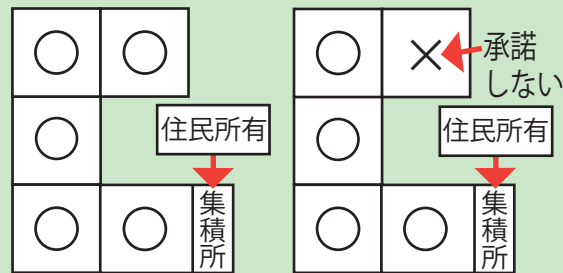
原則は戸別収集とします。ただし、以下の条件を満たしていただくことで、申請により、現在の集積所収集を継続することができます。また、継続する集積所については、申請により、1回限りカゴを譲渡します。

- (1) 私有地であること
- (2) 戸建住宅であること
- (3) おおむね3軒以上でグループを組めること
- (4) 三方囲いまたは、敷地内にカゴが収められること
- (5) 集積所の所有者全員の承諾が得られること
- (6) カゴを使用者全員で管理できること

※市有地集積所を使用する場合は、使用者全員で修繕及び管理することが条件になります。

※集積所使用を承諾した所有者のうち、戸別収集を希望される方に関しては、戸別収集を実施します。

【継続利用可能な場合】 【継続利用不可な場合】



※使用しない私有地の集積所については、ご要望により、不法投棄防止看板の設置等に対応します。



集合住宅に限り資源物収集カゴは1回限り譲渡します



現在の資源物収集カゴについて、集合住宅には管理上のノウハウがあることや、大きさが集合住宅に適していること、カゴの在庫が集合住宅分であれば足りることから、集合住宅には、申請により1回に限り譲渡します。

出前説明会について

市民の皆様からご要望があれば、出前説明会につきましても対応しております。

集団回収（古紙・古布類）の奨励について

※集団回収は、今までどおり集積所を使って継続できます。

集団回収登録要件

- ① 団体を組織する構成員が西東京市の市民であること。
- ② 資源物の回収を業として行う団体でないこと。
- ③ 5世帯以上の参加があること。ただし、特別な事情があると市長が認めたときは、その限りでない。
- ④ 資源物（古紙・古布類）の回収を月1回以上実施すること。

アルミ缶の有償回収の推奨

集団回収に登録している団体でアルミ缶とスチール缶を分別し、一定量出される集合住宅には集団回収を実施している業者が1kgあたりの単価で買取りしています。契約については、回収業者との直接契約になります。平成30年12月現在、62ヶ所の集合住宅で実施しています。（詳しくはごみ減量推進課までお問合せください。）